

# 施設維持管理計画書

## 1. 放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

当該施設における浸出水処理設備からの放流水の水質	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	30 mg/l 以下
浮遊物質量 (SS)	40 mg/l 以下
重金属等の有害物質	別表1に示す排水基準値以下

## 2. 浸出水及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

浸出水処理設備における維持管理上の放流水水質検査	
水素イオン濃度	1月に1回
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1月に1回
浮遊物質量 (SS)	1月に1回
n-ヘキサン抽出物質含有量	1月に1回
有害物質等 (排水基準に係る健康項目)	1年に1回

## 3. 地下水の水質の測定頻度に関する事項

埋立地周辺における地下水モニタリング水質検査	
電気伝導率又は塩化物イオン濃度	1月に1回
地下水等検査項目	1年に1回

## 4. その他産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

施設維持管理基準参照

別表-1

有害物質の種類	許容限度
カドミウムおよびその化合物	0.1 mg / ℥
シアノ化合物	1 mg / ℥
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタンおよびEPNに限る)	1 mg / ℥
鉛およびその化合物	0.1 mg / ℥
六価クロム化合物	0.5 mg / ℥
砒素およびその化合物	0.1 mg / ℥
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / ℥
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg / ℥
トリクロロエチレン	0.3 mg / ℥
テトラクロロエチレン	0.1 mg / ℥
ジクロロメタン	0.2 mg / ℥
四塩化炭素	0.02 mg / ℥
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg / ℥
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg / ℥
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / ℥
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg / ℥
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg / ℥
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg / ℥
チウラム	0.06 mg / ℥
シマジン	0.03 mg / ℥
チオベンカルブ	0.2 mg / ℥
ベンゼン	0.1 mg / ℥
セレンおよびその化合物	0.1 mg / ℥
ダイオキシン類	10 pg-TEQ / ℥

注) 表中の排水基準の内、ダイオキシン類についてはダイオキシン特別対策措置法で定められている。

# 施設維持管理基準

## 第1章 総則

本計画書は、当社が設置する産業廃棄物管理型最終処分場における施設の維持管理計画を示すものであり、同時に本施設を運営・管理していく上での基準（指針）とする。

## 第2章 処理する産業廃棄物

当該最終処分場において埋立処分する産業廃棄物は、下記の通りとする。

番号	種類
①	汚泥
②	燃え殻
③	廃プラスチック類（自動車等破碎物を含む）
④	ゴムくず
⑤	金属くず（自動車等破碎物を含む）
⑥	ガラス・陶磁器くず（自動車等破碎物を含む）
⑦	鉱さい
⑧	がれき類
⑨	ばいじん
⑩	紙くず
⑪	木くず
⑫	繊維くず
⑬	動植物性残さ
⑭	政令第13号廃棄物

但し、上記において特別管理産業廃棄物に該当するものは除くものとする。

## 第3章 受入管理

埋立処分場の維持管理を適正に行うため、埋立を行う産業廃棄物の種類別に受入基準を設定する。

特に、廃棄物の性状は埋立処分場の機能を保持し、生活環境の保全を図る上から重要なため、排出事業者との委託契約時において受入品目を十分に把握する。

搬入に際しては当社工場敷地内の管理事務所において計量を行い、その際に下記の基準に従って、埋立処分することが適正であることを確認する。

- (1) 汚泥を埋立処分する場合には、含水率が85%以下であること、あるいは固形化等の中間処理がなされたものであること。

- (2) 溶出の恐れのある重金属等の有害物質が含まれていないものであること。
- (3) 埋立処分するばいじん等については、ダイオキシン類の含有量の基準値（3 n g / g 以下）を超える場合には、溶融、加熱、脱塩素化等の処理がなされたものであること。
- (4) 廃プラスチック、ゴムくず等を埋立処分する場合には、最大径 15 cm 以下に破碎、切断された状態にあること。
- (5) 廃油、廃酸、廃アルカリ等の、当該最終処分場において埋め立てられないものが含有、付着していないことが確認できるものであること。

上記の基準に適合しないものについては、当社中間処理工場から排出されるものを含めて当該最終処分場において埋立処分は行わないこととし、これらが基準に適合していることを確認するため、排出事業者に対して燃え殻、ばいじんの熱しやく減量、ダイオキシン含有量及び汚泥の含水率等の性状分析表を定期的に提出させる。

## 第4章 埋立作業

### 第1項 産業廃棄物の飛散・流出の防止

- (1) 燃え殻、ばいじん、および廃プラスチック、紙くず等の飛散性廃棄物の飛散防止対策として、埋立処分地の一角に風速計を設置するとともに事前の天気予報等の情報により、強風時には飛散性廃棄物の埋立を中止する。  
また、これらの埋立処分を行った区画については即日覆土を行う。
- (2) 降雨にさらされることにより軟化、流動化しやすくなるおそれのあるものについては、強雨時の埋立を中止し、また、それらの埋立区画が広範囲にならないよう配慮し、早期に中間覆土を施す。

### 第2項 悪臭の発散防止

- (1) 汚泥など悪臭の発生要因になり得る可能性のあるものを埋め立てる際には、前項の流出防止対策で述べたように凹地を設けて投入し、速やかに即日覆土を行って悪臭の発散を防止する。また、ここで設けた凹地について集水立坑などを利用した排水誘導を維持して水溜まりが生じないよう配慮する。
- (2) 埋立の進捗に応じて適宜、水平排水材（有孔管など）を布設して、埋立層内の滞留する浸出水を速やかに保有水集水設備（集水立坑、浸出水集水管）に誘導し、埋立層内を常に好気性の状態に維持するよう努める。
- (3) 浸出水処理設備において、浸出水の滞留する槽には散気管を設けてブロワーによる常時曝気を行い、浸出水の腐敗防止を図る。また、槽上部の点検口には蓋版を設置して悪臭の拡散を防止する。
- (4) 浸出水処理の過程で生成される濃縮汚泥は、汚泥貯留槽内に長時間滞留させることのないよう、たとえ少量ずつであっても早期（1日1回）に引抜きを行い、バキュームカーにより中間処理工場へ搬送する。

### 第3項 火災の防止

- (1) 埋立作業を行っている区画については禁煙とし、場内において周囲に燃えやすいものがないことが明らかな場所に喫煙所を特定し、防火バケツまたは消火器を常備してそれ以外の場所での火気の使用を厳禁する。
- (2) 最終処分場内の焼却処理は絶対に行わない。
- (3) 浸出水処理設備の機械室に、消火器を常備する。

- (4) 場内において排水ポンプ等の動力機器（発動発電機）を使用する場合には、作業員がその場に常駐し、稼働中は持ち場を離れない。

#### 第4項 衛生害虫獣の防止

- (1) 即日覆土を要しない廃棄物の埋立に際しては中間覆土を励行し、廃棄物の露出期間をできる限り短期間に留めるよう努める。
- (2) 埋立地内での表面排水を集水立坑などに円滑に誘導し、地表面に水溜まりを作らないよう配慮して、蚊、蠅その他の害虫が発生しないようする。
- (3) 埋立作業を行っていない時でも、巡回・点検などを行うことにより最終処分場内の無人化を避けて、カラスなどの飛来しにくい環境を維持する。
- (4) 衛生害虫獣の発生を抑制するための薬剤散布の配備は行うが、基本的には上記記載の方法による衛生害虫獣の発生防止を図り、周辺環境を疎外する恐れのある薬剤散布はなるべく行わない。

### 第5章 施設の点検・管理

#### 第1項 立入防止設備の維持

- (1) 埋立地周辺は竹林であり、筍を探りに来た関係地域住民が誤って埋立地内に侵入することを防止するため、埋立地の周囲には立入防止柵（有刺鉄線柵及びネットフェンス）を設置した。  
立入防止柵については定期的（1月1回）に巡回・点検を行って損傷がないことを確認する。
- (2) 立入防止柵の損傷が認められた場合には速やかに修復を行う。
- (3) 必要に応じて文字看板を設置し、注意を促す。
- (4) 立入防止柵で囲まれた埋立地については、埋立処分が完了して跡地利用計画に基づく跡地整備がなされたことを確認するまで、立入防止柵は維持し、開放はしない。

#### 第2項 立札の維持

- (1) 当該施設が産業廃棄物の最終処分場であることを示すために施設入口に設置した立札について、日常の巡回において損傷や汚れの状態を点検し、異状があれば補修・清掃を行う。
- (2) 記載事項に変更が生じた場合には、監督官庁（金沢市生活環境課）に届け出るとともに速やかに書き換えを行う。

#### 第3項 流出防止堰堤等の点検

- (1) 埋立廃棄物の流出防止のための堰堤には、その前後に見通し杭及び基準標高杭を設けて定期的（1月1回）に変異の有無を確認できるようする。変異が認められた場合には、その原因を究明し、補強杭等の設置あるいは背面の埋立廃棄物の除去等の適切な措置を検討して対処する。

#### 第4項 遮水工設備の損傷防止

- (1) 遮水工設備（遮水シート）に近接して廃棄物の埋立を行う場合には、遮水シ

ートおよび遮光のための不織布の表面が廃棄物と接することのないよう、前もって保護覆土を施す。

## 第5項 遮水工設備の点検

- (1) 遮水工設備について定期的（1月1回）に点検を行い、損傷等の異状が認められた場合には、その部位の埋立を中断して速やかに補修の措置を講じる。
- (2) 遮水工設備としての遮水シートの敷設は、埋立作業の進捗状況に応じた埋立区画を設定しながら段階的に敷設施工することにより、日射に対する露出期間を短くすると同時に、点検範囲を少なくして細部に目が届くように配慮する。

## 第6項 地下水モニタリング

- (1) 下記に示す地下水モニタリング施設において、埋立地周縁地下水の水質検査を以下の要領で実施する。
  - N.O. 1：既設埋立地の下流部（浸出水処理設備付近）に設置した既設埋立地の地下水の採水を行っているモニタリング井戸
  - N.O. 2：増設埋立地の底部（遮水工設備の下）に布設した地下水集水管の排水口に設置したモニタリング樹
  - N.O. 3：増設埋立地の流出防止堰堤の前面に設置したモニタリング井戸
- (2) 既設埋立地における地下水モニタリングとして現在行っているN.O. 1モニタリング井戸の地下水検査は今後とも継続して実施する。
- (3) 埋立開始前の事前データとして、N.O. 3モニタリング井戸において建設工事期間中の1年間（1月1回）の電気伝導度と塩化物イオン濃度を測定し、記録保存する。
- (4) 増設埋立地における埋立を開始する前に、設置された3箇所のモニタリング施設からの採水を行い、別表に示す地下水等検査項目について水質検査を実施し、記録保存する。
- (5) 増設埋立地における埋立処分を開始した後は、定期的（1年1回）に地下水等検査項目について水質検査を実施し、記録保存する。
- (6) 電気伝導度及び塩化物イオン濃度については、1月1回の測定を行って記録保存する。
- (7) モニタリング井戸において採水する場合には、排水ポンプ等により井戸内の滞留水を事前に汲み上げ除去した後に、回復した地下水を採水器（ベーラー）を用いて採水する。
- (8) (6)において測定した電気伝導度あるいは塩化物イオン濃度のいずれかに、埋立処分開始前の事前データと比較して異常が認められた場合には、地下水等検査項目についての水質検査を実施し、記録保存する。

## 第7項 地下水水質の保全

- (1) 前項で実施した地下水等検査項目に係る水質検査の結果において水質の悪化が認められた場合には、廃棄物の埋立処分を中断して遮水工設備の総点検を実施して原因の調査・検討を行い、その原因が当該処分場にあると判断される場合には速やかに適正な措置を講じるとともに、水質検査の継続追跡調査を実施する。

## 第8項 雨水の流入防止

- (1) 当該最終処分場にあっては、埋立地（埋立区画）内に降った雨水は埋立廃棄物と接触した浸出汚水として、埋立地外に流出することなく、浸出水処理設備において処理する。

## 第9項 浸出水調整設備の点検

- (1) 浸出水調整設備（調整池）において日常の巡回に際して外観状況を点検し、亀裂あるいは壁面からの浸出水の滲み出し等が認められた場合には速やかにコーティング等の修復措置を講ずる。

## 第10項 浸出水処理設備の維持管理

- (1) 当該施設における放流水の排水基準値として、下記の項目について排水基準より厳しい値を設定し、周辺環境の保全に配慮した維持管理を行う。

項目	濃度または範囲
水素イオン濃度 (pH)	5.8 ~ 8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	30mg/l
浮遊物質量 (SS)	40mg/l

- (2) 浸出水処理設備の維持管理基本方針として、上記に示す排水基準値を常に維持することに努める。
- (3) 浸出水処理設備の維持管理にあたっては、施設を構成する各設備機器の機能と目的、ならびにシステム全体としての機能を十分に把握し、各機器の特性に応じた的確な点検・管理を行うものとし、各設備の機能、主要点検項目および異常（故障）時の対応措置については別表の通りである。

最終処分場浸出水処理設備 維持管理・点検・故障時対応表 (1 / 3)

項目 番号	名 称	機 能	維持管理・点検項目	故 障 時 対 応
1	緊急遮断弁	・流入水の緊急遮断	・開閉機能確認	・修理又は交換
2	沈砂池	・流入(浸出)水 に混入する砂等 の分離	・沈砂量の確認 ・沈積土砂の排除 ・排出土砂は処分場埋立	・過剰堆積土砂の 緊急排除
3	油水分離槽	・流入水中油分の浮上 分離 (吸着材による吸着)	・浮上油(スカム)量の 確認 ・バッフル板破損の有無 ・浮上油(スカム)の排除 ・浮上油吸着材の状態確認	・過剰なる浮上油層 の排除又は吸着材 ・取替
4	調整池	・降雨時の浸出水量の 調整 (バッファ機能)	・散気状態確認 ・水位、レベルセンサー 動作の確認 ・排除ポンプ作動確認	・プロワー、散気装置 の修理 ・レベルセンサー修理 ・ポンプの修理又は 取替(予備あり)
5	流量調整槽	・処理流量の安定化 ・処理原水の均質化 ・処理原水の腐敗防止 (悪臭防止) ・浮遊物質の沈積防止	・暖気攪拌状態確認 ・水位、レベルセンサー 動作の確認 ・排除ポンプ作動の確認	・プロワー、散気装置 の修理 ・レベルセンサー修理 ・ポンプの修理又は 取替(予備あり)
6	原水計量槽	・処理流量の設定	・処理流量の確認と調整	・適正流量の再設定
7	No.1反応槽	・フロック生成 (微小フロック化)	・薬注管理 ・注入有無の確認 ・適正注入率の確認 (フロック性状に基づく) ・PH値の確認 (凝集適正PH値とする) ・PH計電極の洗浄 ・PH計の校正	・ポンプの修理又は 交換 ・注入率の再設定 ・薬品補給(溶解) ・PH計電極の交換

最終処分場浸出水処理設備 維持管理・点検・故障時対応表（2／3）				
項目 番号	名 称	機 能	維持管理・点検項目	故 障 時 対 応
8	No.1凝集槽	・ フロック熟成 (フロック粗大化)	・ 薬注管理 ・ 注入有無確認 ・ 適正注入率の確認 (フロック性状に基づく)	・ 注入ポンプの修理 又は交換 ・ 注入率の再設定 ・ 薬品調整(溶解)
9	No.1凝集沈殿槽	・ 固液分離 (凝集フロックの沈殿分離)	・ 汚泥引抜量の適正確認 ・ 調整(No.1凝集沈殿汚泥計量槽) ・ 上澄(溢流)水の性状確認(キャリオーバーの有無、透視度等) ・ 集泥レーキトルク上昇の有無	・ 沈降汚泥過剰堆積の排除(汚泥引抜量の再設定) ・ 凝集状態の改善
10	中和槽	・ No.1凝集沈殿処理水の中和	・ 薬注管理 7項と同じ ・ PH電極の洗浄 ・ PH計の校正	7項に同じ
11	1次接触曝気槽	・ 流入水中の有機物(BOD成分)の好気性微生物による吸着分解(浮遊汚泥+固定汚泥)	・ SVの測定 (汚泥量の目安) ・ MLSS、DO(溶存酸素量)、PH、水温の測定 ・ 発泡有無確認	・ 返送汚泥量の調整(返送汚泥計量槽) ・ 曝気風量の調整 ・ 消泡ポンプの起動 ・ ブロワー修理
12	沈殿槽	・ 固液分離 (微生物フロックの沈降分離)	・ 返送汚泥量の適正管理 ・ 上澄水の性状確認(キャリオーバーの有無、透視度等) ・ 集泥レーキトルク上昇の有無	・ 汚泥引抜量の調整(返送汚泥計量槽)
13	2次接触曝気槽	・ 二次処理(2次接触曝気槽+沈殿槽)水残留BODの低減化	・ 散気状態の確認 ・ 発泡の有無確認 ・ PH、DO水温測定	・ ブロワー修理 ・ 消泡ポンプの起動

最終処分場浸出水処理設備 維持管理・点検・故障時対応表（3／3）

項目 番号	名 称	機 能	維持管理・点検項目	故 障 時 対 応
1 4	No. 2反応槽	7項に同じ	7項に同じ	7項に同じ
1 5	No. 2凝集槽	8項に同じ	8項に同じ	8項に同じ
1 6	No. 2凝集沈殿槽	9項に同じ	9項に同じ	9項に同じ
1 7	急速砂ろ過器	・S S除法による放流 水水質の改善 (非常時対応)	・ろ材洗浄効果の確認 ・処理水性状確認 (S S除去性能)	・ろ材交換
1 8	消毒槽	・塩素による放流水の 消毒・滅菌	・消毒(滅菌)剤の確認 ・溶出確認	・消毒(滅菌)剤の 補充
1 9	ポンプ類	・原水、汚泥の揚液、 移送	・異音、振動の有無確認 ・揚液量低下の有無確認	・修理又は交換
2 0	ブロワー	攪拌、曝気空気の送風	・異音、振動の有無確認 ・吐出圧力上昇の有無確認 (散気管等の目詰まり) ・吐出風量低下の有無確認	・修理又は交換
2 1	薬注ポンプ	各種薬品の定量注入	・吐出量の安定、維持確認 ・異音、振動の有無確認	・修理

(4) 最終処分場において、遮水工設備とともに重要な位置を占める浸出水処理設備の点検にあたっては、設備の試運転調整（機器運転指導）を受けて維持管理手順書を作成し、それに従って点検・管理を行う。

なお、維持管理手順書には下記の事項について明記する。

- ①年間の日程計画
- ②定期的に実施する点検項目のチェックリスト
- ③日常実施する巡回点検項目のチェックリスト
- ④異常が認められた場合の対応措置（マニュアル）
- ⑤水質検査等の実施計画（検査項目、実施時期・回数）
- ⑥維持管理を実施したことの記録・保存（帳票）

(5) 浸出水処理設備において、下記の要領で水質検査を実施する。

1) 浸出水及び放流水について、水量を1日1回測定・記録するとともに、下記の項目について1月に1回測定し、記録する。

水素イオン濃度（pH）
生物化学的酸素要求量（BOD）
浮遊物質量（SS）
n-ヘキサン抽出物質含有量

- 2) 排水基準等に係る項目（健康項目及び生活環境項目）について、1年に1回測定し、記録する。
- 3) 放流先が河川であることから水質検査項目として規定しないが、化学的酸素要求量（COD）についても施設を維持管理する際の自管理項目として定期的に水質検査を実施し、記録する。
- 4) 測定結果が排水基準値を上回る値を示した場合には、原因を調査し、必要な措置を講じた後に継続して測定を実施する。

#### 第11項 雨水排水溝の点検

(1) 雨水排水溝について定期的（1月1回）に巡回点検を実施し、損傷等がないことを確認するとともに、堆砂等が認められた場合には速やかに除去作業を行う。

#### 第12項 発生ガス対策

(1) 埋立廃棄物層から発生するガスを排除するための設備として、埋立地内の浸出水集排水管の末端にはガス抜き管（不織布で被覆した有孔ポリエチレンパイプ）を接続し、布設したガス抜き管は埋立処分の進捗（遮水工設備としての遮水シート敷設）に合わせて順次、継ぎ足しを行って発生ガスを地表に排出させる。

(2) 発生ガスを排除させるためのガス抜き管は接続開口部から土砂及び雨水が流入しないような措置を講ずる。

#### 第13項 埋立処分終了区画の閉鎖

(1) 埋立処分を終了した区画について順次、跡地利用計画（回復森林）を勘案した覆土を行い、植生による緑化を図るものとする。ここに、法面部覆土の層厚は50cm以上を基本とするが、樹木の植林による植生を予定する区域にあって

- は根の成育を考慮して覆土厚を1m以上とする。
- (2) 覆土に用いる土は、施設建設時の仮置きした掘削土を利用し、特に法面部等の侵食防止を図る必要がある場所には粘性の高い土を選定して用いる。

#### 第14項 閉鎖した埋立区画の保全

- (1) 埋立処分を終了し、覆土を施して植生を図った区域については、必要に応じて植生が安定するまでの期間をロープ柵等で囲うなど、みだりに踏み荒らされるのを防止する。

### 第6章 緊急時の対応

#### 第1項 基本理念

- (1) 管理型最終処分場を構成する施設・設備、特に浸出水処理設備にあっては、地域の生活環境を保全することを最優先に、機器類の故障はもとより天災等の発生時など、いかなる場合においても廃棄物の流出ならびに浸出水の未処理放流はさせないことを原則に維持管理を行う。

#### 第2項 天災時の対応

- (1) 天気予報等により大雨が予想される場合には、施設管理の関係者を召集し、交代で現地に駐留させるなどの監視体制を強化する。
- また、浸出水調整設備の貯水能力を超える浸出水量が流入する場合には緊急遮断弁が自動閉塞して埋立廃棄物空隙を利用した埋立地内貯留を計画している。
- 緊急遮断弁閉塞時には、浸出水集水立坑の水位を観測して埋立地内の貯留状況を隨時把握するものとし、坑内水位が流出防止堰堤の天端標高に達するおそれが予想されるような場合には、水中ポンプを投入して坑内浸出水を埋立地に戻し、廃棄物層中の浸透による時間差を利用して浸出水の場外流出を防止する。
- (2) 地震が発生した場合には、施設全体の目視による巡回点検を実施し、埋立地堰堤の状態（亀裂の発生の有無など）、浸出水処理設備の状態（槽壁面の亀裂、機器類の停止・異常など）を確認するとともに、異常が認められた場合には速やかに補修・修復を行い、安全を確認してから埋立作業を再開する。
- (3) 落雷等により電気の供給が停止した場合に備えて、緊急遮断弁については手動切替が容易にできるようにするとともに、仮設ポンプを稼働させるための可搬式発電機を常備し、緊急時に対応できるよう平常時の定期点検・試運転を励行するとともに、停電を想定した訓練を実施する。

#### 第3項 応急処置

- (1) 施設の維持管理、特に浸出水処理設備に係る運転管理において、機器類の軽微な故障については管理作業員によって修理できるように教育・訓練を徹底し必要な交換部品・工具等を常備しておく体制を維持するが、処理システムならびに重要な機器類の異常・故障時に対処するため、機器メーカーの技術者との連絡体制を確立する。
- (2) 緊急時においてメーカー技術者の到着を待てない状況にある場合などを想定して、必要に応じて、浸出水を未処理放流させないための手段として放流・移

送ポンプを停止するとともに、処理設備への浸出水の自然流入を止めるための緊急遮断弁の閉塞を行うものとする。なお、緊急遮断弁を閉塞した際には、前述のように埋立地内の内部保有水が異常水位にならないよう監視し、必要な措置を講じるものとする。

また、これら緊急時対応の適切な手順を示したマニュアルを整備するとともに、訓練の実施によって適正な運用ならびに更正・改善を図るなど、マニュアルの妥当性を検証する。

#### 第4項 教育・訓練

- (1) 緊急時の対応を確実にするため、これら緊急事態を想定した訓練を年に1回実施することにより、作業員の教育の徹底ならびに対応施策（マニュアル）の是正・改善を図る。
- (2) 訓練の実施は、浸出水処理設備の正常な稼働に支障を及ぼさない範囲で、停電、機器の故障、自然災害（大雨）などの個々の障害、あるいは複合障害を想定した状況設定のもとで行うものとし、緊急事態が現実に起こった場合に速やかな対処が図られるようにする。
- (3) 訓練の実施に際しては、個々の機器類の停止を利用して浸出水処理のプロセスにおける時間的推移を把握するためのデータ収集を併行して行い、以後の維持管理手順の指標として活用できうるものとなるように努める。

#### 第7章 記録・保存

第1項 最終処分場において実施した維持管理について、記録し、当該最終処分場の廃止まで保存する。

第2項 記録・保存する維持管理項目は、以下のとおりとする。

- (1) 埋立処分を行った産業廃棄物の種類、数量及び性状分析（年4回）結果
- (2) 日常の巡回・点検ならびに定期点検の実施記録
- (3) 点検時に異常が認められた場合、その内容ならびに対処した措置の内容
- (4) 放流水等の水質検査ならびにその他実施した測定の結果
- (5) その他最終処分場を運営管理する上で必要と思われる事項